

藩法よりみたる岡山藩政について : 藩法発 布の概観と農村政策を中心として

大貫, 久雄 / Ônuki, Hisao

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

16

(開始ページ / Start Page)

34

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

1964-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011795>

藩法よりみたる岡山藩政について

——藩法發布の概観と農村政策を中心として——

大 貫 久 雄

○ は し が き

戦後の幕藩制に関する研究は衆知の如く太閤検地を中心とする織豊政権の再評価とそれに発展する徳川幕藩制の理論的再検討を大きな課題として進められている。具体的には太閤検地を出発点とする基本階層論とそれに対応する幕藩体制論である。本稿は幕藩体制論の中でも特に目的意識の持ちかたとして、問題にされる藩制史の一つであるが、個別藩政を常に幕藩制の原則の投影の具体的現象として捉らえるべきだとされる藩制史批判を体しつつ幕藩制の原則の投影としてより具体的なものとして提示される藩法の面から岡山藩政を扱うものである。岡山藩政に関する研究には谷口澄夫氏を中心とする諸労作があるが、それらの多くは藩政初期か幕末期の問題を扱ったもので中期に関するものはないといつてよい。

そこで藩法研究会編藩法集岡山藩をもとに藩法の發布を編年的に整理し、藩法發布の頻度をみることによって、岡山藩政の画期

をまず設定し次に幕藩制史の谷間とされる中期を中心に對農村政策について述べてみたい。

一

藩法集岡山藩上・下の上巻は法例集全十二巻から成り、下巻は法例集拾遺全十巻法例集後編全七大項目・池田利隆法令・池田忠雄法令より成っている。法例集の編者は不明であるが、その首巻には、「凡此書は寛永以後の法令又は事を処するの規格ともなるべきを記録雜書より抜出し、類を集め部を分ち、約め書して法例集と名づく。今より以后遺漏なく其部々々に書のせて万古不朽の亀鑑ならん事を欲するのみ。——以下略——」（法例集解題）と録されている。従って法例集は編者が「万古不朽の亀鑑たらん」と自負する如く岡山藩政の事を処する規格となるべきものを記録雜書の中より、綿密に集録したものである以上、これを更に編年別に分析整理することは岡山藩政全般の法政的推移を展望することができると共に、藩法發布の集中する年にあつてはそれなりの政治

資 料 1

藩法よりみたる岡山藩政について(大貫)

年 号	制 度 西 暦	村 落	土 地	年 貢	夫 役	貨 幣	救 済	身 分	司 法	計
慶 長	1596~ 1614									
元 和	1615~ 1623				1					1
寛 永	1624~ 1643		2		1				4	7
正 保	1644~ 1647									
慶 安	1648~ 1651		2					1	7	10
承 応	1652~ 1654	9	8	14	17		12	16	9	85
明 暦	1655~ 1657	12	9	6	5		2	21	3	58
万 治	1658~ 1660	1					1			2
寛 文	1661~ 1672	6	7	10	10		5	49	31	118
延 宝	1673~ 1680	3	1	1	2		1	8	5	21
天 和	1681~ 1683	8	25	5	28		5	26	17	114
貞 享	1684~ 1687	20	31	8	28	2	15	39	36	179
元 禄	1688~ 1703	16	9	10	28	1	4	35	63	166
宝 永	1704~ 1710	42	33	32	75	5	28	88	78	381
正 徳	1711~ 1715	11	5	6	47	2	10	34	45	160
享 保	1616~ 1735	30	25	28	47	7	17	66	94	314
元 文	1736~ 1740	9	1	1	7	1		4	11	34
寛 保	1741~ 1743	5	1	1	5		1	9	1	23
延 享	1744~ 1747	2	1	3	2		7	5	13	33
寛 延	1748~ 1750	4		6	8	1	1	6	10	36
宝 暦	1751~ 1763	14	4	12	18	1	7	51	56	163
明 和	1764~ 1771	5	1	1	3	5	1	10	24	50

安 永	1772~ 1780			2	3	4	1	20	18	48
天 明	1781~ 1788	4		2	4	3	2	34	17	66
寛 政	1789~ 1800	20	4	7	15	1	3	54	35	139
享 和	1801~ 1803	1	1	2	1			10	11	26
文 化	1804~ 1817	5	3	5	23	3	2	53	94	188
文 政	1818~ 1829	4	1	8	17	16	7	28	64	145
天 保	1830~ 1843							1		1
計		231	174	170	395	52	132	668	746	2568
農 村 政 策 法 関 係		102	174	115	210		106	99	405	1211

資 料 2

年 号	制度 年数	村 落	土 地	年 貢	夫 役	貨 幣	救 済	身 分	司 法	計	年 号 別 計
慶 安	1										10 (5)
	2										
	3		2 (2)						5 (1)	7 (3)	
	4							1 (1)	2 (1)	3 (2)	
承 応	1	4 (1)	2 (2)	4 (4)	5 (1)			2 (1)	2 (2)	19 (11)	85 (53)
	2										
	3	5 (3)	6 (6)	10 (7)	12 (9)		12 (11)	14 (3)	7 (3)	66 (43)	
明 暦	1	7 (3)	1 (1)	1 (1)	4 (3)		1 (1)	11 (1)	1 (1)	26 (11)	58 (27)
	2	3 (2)	7 (7)	5 (4)	1		1 (1)	9 (1)	2	28 (15)	
	3	2	1 (1)					1		4 (1)	

万治	1	1						1 (1)		2 (1)	2 (1)
	2										
	3										
寛文	1		2 (2)	3 (2)					1 (1)	6 (5)	118 (48)
	2										
	3	2	2 (2)		4 (1)			13 (3)	11 (4)	32 (10)	
	4							1	2	3	
	5							1	1	2	
	6	2 (1)		1 (2)	2		1 (1)	9	5 (2)	20 (5)	
	7				1				1	2	
	8		3 (3)	2 (1)	1		4 (4)	12 (9)	2 (1)	24 (18)	
	9							1		1	
	10			1	1			3	1 (1)	6 (1)	
	11	1		1 (11)	1			8 (2)	1 (1)	2 (4)	
	12	1 (1)		2 (1)				1	6 (3)	10 (5)	
天和	1		1 (1)	1 (1)						2 (2)	114 (75)
	2	4 (1)	10 (10)	2 (2)	2		1 (1)	9 (1)	6 (6)	34 (21)	
	3	4 (3)	14 (14)	2 (2)	26 (17)		4 (4)	17 (6)	11 (6)	78 (52)	
貞享	1	9 (6)	13 (13)	1 (1)	12 (9)	2	9 (9)	18 (11)	7 (4)	71 (43)	179 (113)
	2	5 (4)	7 (7)	1 (3)	5 (3)		1 (1)	8 (1)	9	36 (21)	
	3	4 (3)	7 (17)	2 (2)	6 (2)		4 (4)	11 (3)	10 (6)	44 (27)	
	4	2 (2)	4 (4)	4 (3)	5 (4)		1 (1)	2	10 (8)	28 (22)	
元禄	1	4 (3)	2 (2)		3 (1)			12 (2)	11 (7)	32 (15)	166 (94)
	2	5 (3)			6 (5)		1 (1)	2	8 (4)	22 (13)	
	3	1	2 (2)		2 (1)			6	8 (6)	19 (10)	
	4	2 (2)	3 (3)	1 (1)	1 (1)		1 (1)	4	6 (4)	18 (12)	

元	5	2 (2)	1 (1)	2			4	5 (4)	14 (7)	
	6						2	6 (5)	8 (5)	
	7			1			1	2 (2)	4 (2)	
	8	1 (1)		1 (1)					2 (2)	
	9		2 (1)						2	
	10	1						1 (1)	2 (1)	
禄	11									
	12						1		1	
	13						1	1 (1)	2 (1)	
	14				1			1 (1)	2 (1)	
	15			3 (3)	3 (2)			3 (2)	9 (7)	
	16	1	1 (1)	3 (2)	9 (6)		2 (1)	2 (1)	11 (6)	26 (15)
宝	1	5 (2)	3 (3)	2 (2)	5 (3)		6 (4)	14 (3)	7 (3)	42 (20)
	2	2	5 (5)	7 (6)	10 (7)		6 (4)	11 (6)	11 (15)	52 (33)
	3	3 (1)	4 (4)	5 (4)	8 (7)	1	7 (6)	6	9 (6)	43 (28)
	4	6 (3)	7 (7)	5 (3)	13 (10)	1	3 (3)	12 (3)	7 (6)	54 (35)
	5	8 (5)	2 (2)	8 (4)	7 (6)	1		8 (3)	11 (10)	45 (30)
	6	6 (4)	9 (6)	3 (3)	14 (11)		2 (1)	20 (7)	19 (14)	73 (49)
	7	12 (5)	3 (3)	2	18 (9)	2	4 (3)	17 (3)	14 (9)	72 (32)
正	1	1 (1)		2 (2)	12 (3)	1		14 (2)	9 (5)	42 (13)
	2	1	1 (1)	1 (1)	1 (4)		1	4	2	21 (6)
	3	5	1	2	3		1	9	13	34 (17)
	4		2 (2)		13 (5)	1	3 (3)	4 (1)	10 (5)	33 (16)
	5	1 (1)	1 (1)	1 (1)	8 (5)		5 (4)	3 (2)	11 (4)	30 (18)
徳										
計		125	129	91	238	10	82	309	289	1273 (706)

381
(227)160
(70)

的背景法を必要とする社会事象の存在を示すものであるから藩法発布の頻度によって岡山藩政の政治的画期を期することができずである。法例集の内容は藩法のみでなく、幕府法や教令（藩主の訓令）・判令・事例など「事を処する規格」となるべきものは全て所載されており上巻の法例集は一八九〇、下巻所収の法例集拾遺は七三四の計二六二四の多きにのぼっている。しかしこの数は法例集編者が首巻の中で「類を集め部を分つといえど其事の彼にも適ひ又是にも合ふの類ありて、彼にのせ是にもらしたるも知りたければ、其部中を見てなくんば、又少しの縁ある部門に就て深く尋ね索むべし。全略」一部門の中にも同じ条目は一ヶ所に集めたるも有、又数ヶ所に分れ出たるも多ければ、唯其一条に就て事を極むべからず。其部挙げて見徹し普く吟味すべき也」と断わっていることから明らかな如く、部類に分つ操作の中で相当数が重複していることが知られる。

本稿は藩法発布の概観をまず第一とする故に法例集の編者が断わる如く部類の検討に立って、同一の条目はその規定内容の比重によって、内容の重き部門に含め重複を省いた。またその操作の場合藩法のみを対象とせず法例集所収の全てをその対象とした。法例集は全十二巻七十四部類より成っているが、それを内容的に検討するに必ずしもその分類は明確でない。そこで各部類を行政組織関係法・土地制度関係法・租税制度関係法・貨幣制度関係法・救済制度関係法身分制度関係法・司法制度関係法・の八部門にまとめ整理することにした。八部門の諸制度の關係法を年号に集計したものが資料1であり、年号別を更に編年別に整理したも

のが資料2である。

二

資料1で明らかな如く法例集（拾遺）所収の規格は元和年間を上限とし天保年間を下限とする殆んど年間に及んでいる。所収規格の総数は前述の如く二六二四であるが、整理の結果いえることは、その総数は二五六八となり、五五の規格が各「部類」で重複していることが知られる。各制度を年号別に集計してみた場合、初期に当る元和延宝年間の規格累計は三〇二となり、そのうち承応・明暦・寛文年間に集中しており、中期に当る天和寛延年間の規格累計は全規格の約五六%に当る一四四〇で、天和より享保までの各年間に集中し、そのうちでも特に宝永・享保年間に非常な集中性をみることが出来る。後期の宝暦天保年間は規格累計は八二六で多い年間としては宝暦・寛政・文化・文政年間があげられる。規格の集中年代は一体如何なる意味を有するものであろうか。

法源や法の継承関係はさておき法令（教令判令・事令を含む）が多く出されていることは、既述の如く法例集の編者が法例集をして「万古不朽の龜鑑たらん」と意図した以上、所収した法令は全て、「事を処する規格」たるものであり、従って各年代に於ける法令はその時の社会相を反映した重要な法例となる。とすれば法令発布数の持つ意義は、その時の為政者Ⅱ藩主が被施政者Ⅱ家臣・一般庶民の要求又は藩政自体の政治的改革の為に法的規制乃至は法的修正をしなければならない社会的変動の事実を物語るものであるとされなければならない。

岡山藩初期の藩政については谷口澄夫氏が「備前藩の知行制度」(史学研究62)その他の著作で発表されている如く、承応・明暦年間に地方知行制度の改革が実施されており、幕政の三大改革に当る享保・寛政年間にも数多く出されていることからして、発布数の多少が藩政上の画期を示すものであることが容易に理解される。かかる観点よりすれば、岡山藩政上の変革は初期に於いては承応・明暦・寛文年間・中期では宝永・享保、後期に於いては宝暦・天明・文化文政年間となる。中でも宝永年間は三八一の最多頻度を有しこの数のみよりすれば岡山藩政は宝永年間に於いて一大改革が実施された乃至は法体制が整備大成されたことになる。しかしこの場合問題になることは唯単に年号別の総数からのみかかる画期を設定してよいかということである。年号別といっても各年間の年数は異っており、従って年数を無視した年号別総数からのみ推論することは甚だ危険である。そこでかかる操作上の問題から資料を更に編年別に分析整理したものが資料で2ある。資料から前記の各画期を検討してみると、承応では元年19・三年66と承応二年を除いて両年に諸制度にわたりむらなく集中しており、明暦では元年26・28年とこれまた両年に集中している。

諸制度にむらなく法が発布されていること、又それが継続的と同時に集中していることからすれば、承応三年より明暦二年までの各年は藩政改革の継続的実施年と見做さるべきである。

寛文年間では寛文三年32、六年20、八年24・寛文十二年間のうち三、年間のみに集中しているが、三年間とも諸制度との関連では藩政上の改革とまでは断じえない散在性が注目される。

寛文年間十二年の総数が118に対して僅か三年しかない天和年間の総数は114であり、編年別では天和二年34・三年78次の貞享ではその総数179に対して元年71、以降二年より四年まで36・44・28となり、天和二年から貞享四年までの六年間に法令がむらなく諸制度にわたって集中している点が注目される。中でも、天和三年の78、次年の貞享元年71の計は天和・貞享期六年間の総数293の過半数を占め、天和三年78の頻度は年号別最多頻度を持つ宝永期の各年には見られない度数であり、貞享元年71も宝永期では多い頻度の六・七年に比適する数を有している点は特に留意しなければならぬ。これらの点からすれば天和二年から貞享四年までの天和貞享期の頻度は天和三年貞享元年をピークとする藩政上の変革期それも宝永期以上の画期を具象するものと考えられる。

元禄期はその総数166を有するが、その数は年間が十六年という長期さから考えてみた場合には決して多くなく、計に於いて比較的集中する元禄元年・五年も諸制度相互の関連では集中していない。しかし、制度別では行政組織・土地・夫役・身分司法の各制度に貞享期からの継続性が見られることは当期の特徴として注目される点である。

年号別総数に於て圧倒的な数を示す宝永七年間は各制度ともむらなく平均して集中している。しかしその中でも宝永六・七年は73・72である所からするとこの両年が宝永期に於ける一応のピークを示すものと考えられる。

以上各制度を編年別の頻度数から検討してみた結果、岡山藩政の政治的画期として設定できる年代は

第一期 承応三年（明暦二年）の三年間
 第二期 天和二年（貞享四年）の六年間
 第三期 宝永元年（宝永七年）の七年間

となる。しかしこの各画期は法例集所収の法令からの判断であり、段階の一指標とはなるがこれのみにしては何ら具体的でなく実証性に欠ける。そこで設定した画期について、一中でも特に注目される天和・貞享期について対農村政策の面から画期の意義について述べてみる。

三

近世封建社会は封建領主と農民との矛盾対立関係を基軸に成立している。そこで封建領主は政治的立場から自己の存立基盤である農民を如何なる条件下で如何なる方法をもって把握するかを最大の関心事とする。この最大関心の具体的表象が法令に示される農村政策に外ならない。法例集の法令を農民を直接対象する内容より分析整理したものが資料1の最下欄の表と、資料2の枠内にある（ ）の数字であるが資料1の表よりすれば、身分制度の668対99を例外として郡村行政組織以下各制度とも農村政策関係法は制度別総数の過半数を示している。この数からして岡山代々藩主がいかに農村政策に非常な関心を示していたかが明瞭である。資料2の表中にある農民関係法を前述の画期別に集計してみると、次表の如くなるがこれを制度別にみても、郡村組織では天和・貞享期と宝永期がほぼ同数である。土地制度では天和・貞享期が55と最も高い集中度を示している。租税（年貢・運上）

藩法よりみたる岡山藩政について（大貫）

資料 3 農村政策関係法

制度	郡村	土地	租税	夫役	貨幣	救済	身分	司法	計
画期									
承応	8	15	12	12		13	5	4	69
天明	19	55	10	35		20	12	35	186
天貞									
宝永	20	33	22	53		21	25	53	227

制度では、承応明暦期が天和貞享期にやや上回っていることが注目される。救済制度では天和貞享期と宝永期がほぼ同数であり、夫役身分司法各制度では宝永期が何れも多い。これらよりすると承応明暦期に農村政策が一応確立され、それが寛文・延宝の治政を経て天保貞享期の改革となり、宝永年間に至つて更に体制的に修正整備されたのではないかと予想が立つ。

第一期に当る承応明暦期には歴史的現実として承応三年に岡山藩政として運命を賭した地方知行制度の改革が実施されておりその改革は同年七月に起きた全領下一円のを背景としており、従つて同年に發布された各法は全て直接間接に地方知行の改革（洪水災害復興に關係するものといつてよい。その關係法の中で農村農民政策に視点を置いた場合注目すべき政策立法は強力なる農民支配体制の確立を目的とする郡奉行。代官の在方出張とそれに伴う職權強化（貢租の決定）及び村役人制度の改正であり、農民に直結するものとしては土地政策として、新田開發及び質地対策がありそれに対応する別家制

限策があつた。この改革については既に谷口澄夫氏によつて明かにされているため略するが、諸政策の基調は次の諸臣教令や万治元年郡奉行への教令で知られる如く將軍への忠誠と農本主義に基づく仁政にあつた。

○承応四年未正月二日（上―八九四号）

一、家中士共百姓計りを大切ニ仕、士共をは有無ニ仕と申由に候、扱々愚痴千万成義候、当年去年士共迷惑仕候ハ百姓の不成故とは不知候哉、米の出来、君臣町人共ニ養るは民か歳成事不存候哉、如此民ニ力を尽すハ、当暮より士共に物成能取せ町人も売物をしてすぎ、飢扶持を可止為ニ候

○万治元戌十二月

一、習といふ事人々能可心得事也、百姓といふものはぬかはしかの類を食して、しかしか米なとは不食ものと習に思ふ也、百姓も人なれば人の食物を食するハ尤めつらしからめる事也。―中略―人間を禽獸のことく存なす事、習と云ながら天罰のかれたかるへし、おそれ可慎也。―中略

右品々事多やうなれとも二ヶ条に限るべし、一には奉对上様へ忠と存候事、二には国豊なる時は四民安座のものなり、此ニ品不儀にあらざる事を何れも知らは、奉行の不足を以、大身に戒しめ教小身は欺へき事也、―中略―凡郡奉行職は不軽事也、万人の安否の本なる事を知て、能可慎者也。

右条々（全七ヶ条）郡奉行代官能得心仕、我志を助実（すけ）に情（なさけ）を入可勤者也。

しかし如何に農本主義に基くとはいいいながら農村政策のつまり

は封建領主ニ年貢取得者對農民ニ年貢諸役の負担を基軸とする以上、そこには自づと限界があつた。農民自立政策として特に注目される質地対策は左の史料で知られる如く、質取主に対して無償返還を命じた点は小農への徳政的政策として高く評価されるが以後は代官吟味ではあるが年季売の中で質地行為を是認している点等その農民政策上の限界を示すものに外ならない。

○承応三年十月（上ノ五号）

一、田畠売買之事別代官に断申・吟味之上ニて致売買候様可仕事

一、手前ニ余程田地抱候百姓於有之は聞届可置事

○明暦元未郡中法令之内（上ノ六号）

一、入国已後借物方ニ取候田畑、買主久々作り候て元利共に徳取返シ候義ニ候間、売主之只返シ可申候事、但郡奉行吟味之上を以両方迷惑不致様可申付事

一、唯今より田地売買三年切に可仕候、三年に受返し候義不成流し候へ、又三年買主作り可申候、其後は元利倍々取返候間今返し可申候

寛文八年頃には農本主義の限界は一層明白となり左の史料によれば凶作時に於いてすら全額的な免下げを実施せず郡奉行の権限に基く増徴政策がとられる一方、貧農小農の救済にもその打切りが実施されている。

○寛文八申（上ノ一五号）

一、免之儀上ヶ下ヶ并土免、秋免、奉行共郡切ニ存寄次第可申付旨、郡奉行中之被仰出

是先年國中二歩通り免上り候て後、打続凶年多ニ付免を下ケ可然かと郡奉行之御尋被成候所大形ハ下り候事同心不仕候

一、田地は天下之田地ニテ四分六分ハ天下之通法也、四歩米を以世を渡ハ百姓の正しき家業也、然ルニ四歩米之外に毎度救を請ても不改、還て救を食ことくの心根有之、土地を費し風俗を傷者ハ倒候不構、救候事無用 (上ノ二二〇号)

貧農の救済切切りは當時の農政の限界を露骨に示すものであり仁政の理念は増徴政策の前に既になく、農民政策の重点は現実。に再生産力を維持している農民層におかれていたのである。この増徴政策は寛文延宝期を通じて続けられるのであるが、この為ニ農村の疲弊は著しく延宝二年から天和二年までの八年間の潰百姓は一〇五三軒・五〇三人にのぼったといわれる。(池田光政・谷口澄夫)天和二年は藩財政が安定を見せる年であり、この財政的安定と前記の農村疲弊前に農村政策の改革を図らねばならなかった。

四

資料2・3に示される天和・貞享期の集中度はその改革の中心は農民支配体制としての郡奉行の改変・公事役負担の軽減・百姓数の維持増大を目的とする別家政策の統制解除、及び年貢取立法としての加損米制度の整備と質地対策の推進等であった。紙数の制約もあるため農民政策に直接関係する質地対策と別家政策・加損米制度について述べてみる。

1 質地対策

明暦元年以降の質地政策は前掲史料で明らかな如く六年満期を

藩法よりみたる岡山藩政について(大貫)

以つて無償返還させる所謂年季売であつたが、その質地は質取主の手作りを原則とした。地主手作りは藩当局が地主↑↓小作関係を否定し、年貢徴収を確実にする方策であり、年季売は小農の再生産力を最低限度に維持させ請返しを目的とするものであつた。しかしこのことは藩当局が年貢徴収を第一とする質行為の公認であつて、質入農民が自分の家族を富農等のもとに奉公に出して余剰利益の蓄積を図るか(藩は奨励した)、又は藩当局が一般的に免下げを実施し請返し用として「救米」等を出して小農の余剰得分の増加を図らせぬ限り、小農は質取り主を代えて質行為を繰返えさざるを得ないことになる。しかし前掲寛文八年の史料に示される如く増徴政策がとられ加えて貧農救済政策に変更とあつては当然小農の質行為は盛行せざるを得なかつた。前述の如く延宝天和年間に潰百姓が続出したことはこれを如実に示すものである。従つて天和貞享期の改革には質地対策は目下の急務であつた。天和二年以降田地売買に關して次の如く各法令が出されている。

天和二年戊三月(上一六号)

一、田畑山林売買之事相対次郡奉行承届吟味之上為売可申事
天和三年亥七月(上一七号)

一、田地之能を売払申貧者には以年々田地買戻し候て作らせ可申事

天和三年亥十二月(上二三三三)

一、田畑拔売逐吟味売せ可申候、但永代売ハ無用ニ可申付この法令の中で注意されることは「売買」の文言である。「売買」が不動産物権の「売買」か明暦期の場合と同じく質行為としての

意味か不明であるが天和二年法が郡奉行の吟味によつて為されることや同三年十二月の法では「永代売」を禁じていることからすると質行為としての売買に解釈される。この三法を明暦元年のとを比較してみるとその規定内容が極めてあいまいであり質地対策としては永代売を禁じた天和三年法を除いては何ら積極性を見ることは出来ない。これは恐らく天和三年十二月法に「抜売」等が見られることからすると当時現実に存在した土地売買没落百姓の続出を最小限に抑制し、郡奉行等の吟味によつて質行為に転換せしめる方策として出されたものであろう。田地を抜売する小農を防ぎ質地とさせる為にはそれを請返えさせる対策を構する必要がある。天和三年十月にはその対策として次の如き質地請返し銀貸付法が出された。

天和三亥十月（上二十一号）

一、作徳有之田地年々掛物ニ入請申事不成なかし申田地又は掛物ニ入置高利の銀米借り居申者ニハ、月壹歩之御銀御借し被為成、田地変返シ作徳を以五年ニ返上被仰付候は、只今迄出し候利分程宛五年出し申候得は、凡返上銀元利共相済可申候左候得は田地手に入其上元銀も相済候様可罷成候、併御国中悉は難手に入れ、其上元銀も相済候様に可罷成候、併御国中悉は難成候、先無勘分計逐吟味書出し、其上ニて了簡を以追々相計可申付候事

質流れの良田又は現在質入中の田地を対象に月一步の利足と償却期限を五年とするこの方策は「御国中悉は難成候」とし全質地の対象ではなかったが（質地盛行の徴証）「無勘分計逐吟味書出し」

としてのことからと、その対象者は、小農のうちでも天和三年七月法に見る如き「田地之能を売払申貧者」であり、早急に救済を講じねばならない、没落寸前の貧農ということになる。このことは貞享元年十月に次の如く田地請返し銀や再生産用の銀米が早急に貸付け者に届くよう庄屋に督令している事や貞享二年には請返し銀拝借者の耕地を、借銀返済後も、郡会所

一、諸郡へ田地受返シ銀拝為作之御借銀米肝煎庄屋手前ニ滞、借主手前へ遅く相渡候分は其間之利銀其肝煎より返上仕候得と御郡奉行中より被申渡候

寄にし、耕作のみを借主に許している（上二七号）事などからしても貧農であることは明かである。明暦元年の質地無償返還令の如き積極的な対策が構ぜられなかった点は、天和期の改革として不徹底さがあつたが、少くとも質地請返銀等を貸与する等によつて、小農の没落を救済し、小農の自立維持を図ろうとする意図は評価されなければならない。

2 別家政策

明暦二年に出された別家統制令は貞享元年に解除されるまで強力に推進維持された点はその政策として高く評価されるべきである。

明暦二年の統制令は次の如くであるが、

○明暦二年八月（上ノ一五三〇号）

一、百姓口数多、田地少、飢人と罷、其本第一父子兄弟親のおろそかにして、一所に集事をいとひ別屋敷別所を好き田畠を分候ゆへに、当年世の中能候間、一入左様之者可有之候条、所

帶を分候義堅く無用可申付候一略一 只今迄別所帶仕候ものとも迎も身軀難成様子におゐては別家を崩し部屋となし右のことくそろそろ可申付候、只今より後ハ所帶をわけ可然もの有之候ハ、郡奉行代官寄合逐吟味、已来未進仕間敷候少の御救延米公儀へ申上間敷と書物判形を取大帖ニ作り、後之郡奉行へ伝へ可申候、右之様に慥成者ならば可申付候、又郡奉行代官此方より心付、此兄弟の内此屋敷田地の主となし可然と存候子細有之、於申付は書物ニ及申間敷候一下略一

○天和三亥三月廿日（下ノ四二四号）

一、一家ニ罷有不作廻之者は別家好申候、銘々田地分申候故、別家成候てハ実ハ作り足り不申候、別家望申者ハ公儀へ御養界にも不罷成程之強百姓、書物差上、別家仕候迎一家ニ罷在候ては不勝手に付別家望申候、此類之者共へは縦他郡他村にても地余に成、惣作散田、高半免仕遣、此上にも奉行心ヲ付有付申候様ニ付申可然候

貞享元年の別家統制解除令は

貞享元子二月（上ノ一五三二号）

一、諸郡之内絶人之地株買置、其後其地株へ買主倅又は兄弟仕付候事不苦候

一、古地散田半分宛より古地多ク候へ、別家申付間敷候とあつて「絶人」の田地や百姓株を買得ていた者の倅や兄弟に別家を許可している所からすると貞享元年以前には買得した株統別家は禁止されていたことを表すから、明暦二年及び天和三年の別家は株分け別家を意味する。天和三年法は誓紙を必要とするこ

藩法よりみたる岡山藩政について（大貫）

とや郡奉行の吟味に許可等の方式は明暦二年と同一であるが許可の条件が明暦二年のとはやや趣きが異り所持する田畑は同法の末文に

「從他郡他村にても地余ニ成、惣作散田、高半免仕遣」

とあつて当時多くあつた「惣作散田」を「高半免」の恩典をつけ半強制的に耕作せしめるものであつた。「公儀へ御養界」にならず「惣作散田」を耕作する二条件を満たす農民とは如何なる農民層であらうか。これは翌年の買置株継別家の許可に示される如く寛文延宝期の年貢増徴政策に照応して貧農層の田畑を質流れ地とし、或は潰百姓の田畑を買収して成長した大土地所有の富農層に外ならない。前記の潰百姓数の陰には天災による散田が多く存したはずであり、この散田復興を通して百姓数の増大↓年貢地の回復↓年貢増徴を図る意図がこの株分け別家であつた。

貞享元年の統制解除はこの政策を更に推進するものであり、特に所持する田畑について散田埒以上と制限したことは、単に潰百姓の統出に伴い自立農民層を拡大するに止まらず散田の復興↓年貢地の回復を主眼にしたものであつた。従つて天和三年の株分け別家の条件附許可、貞享元年の株継別家許可は寛文・延宝以来の農村疲弊を、増徴政策を体する中で成長した富農層によつて農村復興↓役家体制の維持を目的とした点に非常な意義を有している。

3 加損米制度

岡山藩の年貢徴収法として特記されるものに加損米制度がある。これは農民の再生産力の維持の為に藩庫の米を「加損米」と称し

て農民に無利息で貸付け、年貢徴収の際には加損米分を差引させて徴収するか、時には返済せしめる制度であつて「加損」の名称は「無利息の貸付け」と年貢徴収の際には加損米分を差引く、二重の犠牲的な救済制度の意味に由来するものと考えられる。

加損米に関する法令の分布は承応1・明暦1・天和3・貞享4・宝永14となつて、万治・寛文・延宝・元禄年間に全くその法令が見られない点が注目される。

法例集での関係法は承応三年が初見であり次の如くである。

承応三年十月 御代官へ申渡（上二二三号）

一、皆済難仕百姓於之有は、郡奉行遂相談重々吟味之上、無抛子細有之は少も早加損可遣候、先取立候いてハ已来くせに成候とて、むりに取立申間敷事

右によれば年貢皆済の不可能な農民へ吟味の上ではあるが加損米が下付されていることが知られるが、これのみでは加損米制度がこの期に初まるものかどうか不明である。しかし同年八月と年内皆済令が出ていること（上二一九号）地方知行制度の改革に伴つて郡奉行代官の在方出張命令が、この加損米に関する時期と同じ十月であることからすると、藩当局からの加損米制はこの期に創るものと考えられる。

十月法の全体的な文言から推測される「加損」とは貧農に対する「救米」的な性格を有するものであつた。それは郡奉行代官の在方出張令の第三条に左の如く、免の適正化を督令していること（承応三年午十月（上五号））

一、郡奉行共其郡々之引越罷在、春夏秋の景気又は百姓の成行

見及田地之上・中・下具ニ能見届毛頭見合免定可申、免相之事所ニは可寄候共上免之刻段々に免念を入定可申事からすると、年貢皆済令に併う免の適正化（給人地？）の暫定処置となされたものであろう。

貧農救済的なこの加損米は承応四年（明暦元年）になると純然たる年貢徴収の一仕方として前進した。

承応四年（明暦元年）（上ノ六七七号）

一、郡奉行之心得、或は土免或は加損を遣、刈しおの後れさるやうに可仕候、毛見之造作又刈時分の後し候費、誰か役にも不立捨り候、此分を免に下ヶ遣し、又は青稻は能見へ申物ニて候間、其心得仕候へ、毛見なしに成可申候哉之事

右の史料は承応四年（明暦元年）郡奉行を城中に召集しての申し渡しであるが、郡奉行は年貢を確実に徴収するため、農作状況を、常に吟味し、検見法による年貢の減収を防止するために、免下げ乃至は加損米を下付するように指示している。この中にある加損米は検見法を防止する方策として適用されており、単なる農民救済法としてではなく却つて、年貢増徴の一仕方であることは注意しなければならない。この法では加損米を下付した田地の検見請が可能か否かの点は不明であるが土免 $\parallel$ 免下げと併置させていることからすれば作柄の悪い田地には免下げを実施し、他は加損米の下付することによって検見を防止したことは明らかであり、従つて、何らかの形で検見を防止する強制力が存していたことだけは推される。

明暦元年以降の加損米については前述の如く関係法令が見当ら

ぬ所から、全く不明であるが、前掲寛文八年の史料に明らかな如く、当時の増徴政策と貧農救済の行詰り等からすれば全く有名無実の制度としてあったのではなからうか。そのことは次に述べる天和二年の法令からも推測される。

藩政復興期に当る天和・貞享期になると、加損米制は承応明暦期と異った質的転化を遂げる。

天和二年の次の法がこの期に於ける初見であるがそれ以後の各法もその性格を知る上で重要である為、以下に掲げ、制度としての意義を述べてみたい。

①貞享元年子二月十五日(下六二号)

一、肝煎・下肝煎・作奉行へ可申渡趣意へ、貧者之抱分之地田高免にて、及迷惑も可有之候、左様之者を吟味之上ヲ以加損をも可遣候間、其村へ打はまり致詮議、貧者之分書出し可申候、縦令貧者たり共田地ニ相応之免候へ、構申敷候間書付ニ不及候

右之趣天和二年八月十九日御評定にて相極ル

②天和三年五月(上ノ二五四号)

一、村々免其地不相応にて、毎年御検見請申候貧者之分ニ相応加損可検遣使、二年にてても三年にてても其者の模様次第二年を切積可申候

一、村々貧者共抱田畠免不相応ニハ無之、候得共貧者作力無之、致不作難統者ニハ、遂吟味相応ニ春加損米可被遣事

右之通肝煎・下肝煎・作奉行出合逐吟味、其村之庄屋年寄組頭共ニ暫紙申付候て其上を以無甲乙様ニ積書上可申候

藩法よりみたる岡山藩政について(大貫)

右之者共御検見受申候ハ右の・加損米戻申候間、左様ニ可相心得候尤郡奉行・郡横目中罷出、追々相改可申候

③天和三年七月八日(上二五三号)

一、惣御郡地免ニ不応高免所ハ見合加損遣へし、以年々免下可遣候

史料①は「附」で明らかな如く天和二年の法である。この法令は貧農の所持する田地がその地力に相応しない高免の場合には加損米を下付するとあり、このことは承応四年(明暦元年)の加損制と同様の性格を有しているが、本法は特に貧農の所持田畑を対象とし、免の適正化を指向している点で注目される。天和三年五月法の第一条は二年法を継承する中で毎年検見を受けて年貢を上納してきた貧農に対して、二・三年間相応の加損米を下付するとし、第二条は天和二年法と異つて免相応の田畑を所持しながらも生活に苦しむ貧農に対して「救米」として下付するとしている。

天和三年七月法は同五月法に発展する免下げの加損であり、五月法は貧農の所持田畑を対したのに七月法は全額の高免地に対して加損を実施するという注目すべき免下げ加損であった。明暦期の加損米は実質的な年貢増徴の為に検見防止の対策として実施されたものであったが天和期のそれとは逆に免下げの代りとして実施されたのであり、検見請をする時には加損米を返済する附帯条件はあるにせよ、農民の再生産力の維持拡大策の為の恤血政策として高く評価できる。

貞享元年には天和三年の各法を継承する中で加損米制を更に推進する法令が出されている。

○貞享元年四月廿五日（上ノ二五五号）

一、春加損品々遂吟味一人／＼へ割符仕、春加損にて請退候者ハ其儘遣し御検見ニ請候者ハ右之春加損を指上候て御検見請候様ニ可申付候

一、散田ニハ春加損相応ニ遣、其上ニて不作仕候ハ其者持来りの田地と一所ニ御検見申付可然事、右之改肝煎庄屋下肝煎作奉行より村庄屋・年寄組頭共へ誓紙申付、已来御郡奉行・同横目直ニ可遂吟味旨申聞其上ニて村々加損米人別之書付出させ可申事

第一条は天和三年五月法の踏襲であるが第二条は新しく散田に加損米を下付する散田加損とも称さるべき政策であった。散田を耕作しない時には他の田地と共に検見を実施したことは耕作しない散田からも年貢の徴収を意味し、それは散田加損による散田耕作の強制、年貢の増徴を意図したものであったが、これとても観点をかえれば農民の自立生産力の拡大を助成するものであった。この散田加損は、既述の別家者にとつては歓迎されるべき制度であったと考えられる。免下げ加損や散田加損が天和三年の七月法の如く全領下に亘つて実施されたことは貞享元年九月に「諸郡地形悪敷分改其品により加損米可遣と考改させ候処悪田纔なれば無之候ニ付」とし貧農への加損米を打切っていることからして明らかである（下六三号）

天和貞享期に至つて加損米制度が大きく質的転換せしめたものは既述の如く寛文延宝期の増徴改革がもたらした著しい農村の疲弊であったが、しかしこの加損米制度が天和貞享期の農村復興に

果たした役割は非常なものであった。この加損米制度は寛永年間に至つて体制的に修正されるが、その骨幹は何ら改変されることはなかった。

むすび

法例集所収の藩法発布の度数から岡山藩政の画期を設定しそのうちの天和貞享期の意義について農村政策の面から述べたのであるが、天和・貞享期の藩法の集中性は池田光政の死後直に池田綱政によつて行なわれた藩政改革によるものであった。その改革は寛文・延宝期の増徴政策によつてもたらせられた農村の疲弊の復興を中心に展開されたが、加損米制度に見られる如き積極的な政策立法によつて、その成果は著しいものがあつた。

○主な参考文献

谷口澄夫	「池田光政」（人物叢書）	吉川弘文館
同	「備前藩の在方下役人」	近世史研究二ノ六
同	「備前藩の知行制度」	史学研究一八二
同	備前藩政の確立過程1	岡山大学研究集録二
同	藩家臣団の形成と構造	史学雑誌六六ノ六
同	岡山藩の場合	
同	藩政確立期の諸問題――岡山藩の場合	社会経済史学二四ノ二
安良城盛昭	幕藩体制社会成立と構造	御茶の水書房
大石慎三郎	享保改革の経済政策	御茶の水書房
藤野保	幕藩体制史の研究	吉川弘文館
金井円	藩政（日本歴史新書）	至文堂